様式第１号（第７条関係）

年　　　月　　　日

　鮭川村長　殿

申請者　住所

氏名

電話

令和６年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付申請書

　令和６年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金を交付されるよう、鮭川村補助金等の適正化に関する規則第５条の規定及び令和６年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

　なお、この申請書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

１　交付申請額　　　　　　　　　　　円　（対象事業費　　　　　　　　　　　円）

２　工事概要

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 | 鮭川村大字 |
| 世帯要件 | □一般世帯　　　□子育て世帯□移住世帯　　　□新婚世帯 |
| 区分 | □減災対策　　　　　　□寒さ対策・断熱化□バリアフリー　　　　□克雪化□県産木材使用　　　　□農業集落排水□空き家改修 |
| 建物の用途 | □専用住宅　□併用住宅　□付属建物□空き家住宅（　　　　　　　　　） |
| 建物の構造 | □木造　　　□その他 |
| 施工業者 | 住所　氏名　 |
| 工事期間 | 工事開始　　　　　年　　　月　　　日（予定）工事完了　　　　　年　　　月　　　日（予定） |

３　添付書類

　　　　□リフォーム等工事の見積書（写し）

　　　　□リフォーム等工事の図面又は計画書（写し）

　　　　□着工前カラー写真

□建築工事請負契約書（写し）（契約日は申請月日以前の日付とする）

　　　□税及び料等に関する証明書（様式第２号）

□暴力団排除に関する誓約書（様式第３号）

□工事基準点算出表（様式第４号）

□寒さ対策・断熱化工事　断熱リフォーム工事基準値確認票（様式第５号）

　　　　□子育て世帯　住民票謄本（コピー不可）又は母子手帳の写し

　　　　□移住世帯　　住民票謄本（コピー不可）

　　　　□新婚世帯　　戸籍全部事項証明書（法律婚）又は住民票謄本（事実婚）

（いずれもコピー不可）

４　他の補助制度との併用　　他の補助制度との併用はありません。

※記入にあたっては、消えるおそれのある筆記具（鉛筆、フリクションペン等）を使用しないこと。

様式第２号（第７条関係）

証　明　書

私及びその世帯員における下記納めるべき税・料等に関する納付状況について、未納はありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　別 | 項　　　目 |
| 税 | 村税 |
| 税 | 国民健康保険税（料） |
| 料 | 介護保険料 |
| 料 | 後期高齢者医療保険料 |
| 料 | 保育料 |
| 料 | 水道料 |
| 料 | 農業集落排水使用料 |
| 償還金 | 各種基金貸付償還金 |

なお、上記証明書を確認するにあたり、関係機関に照会することに同意します。

　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

※記入にあたっては、消えるおそれのある筆記具（鉛筆、フリクションペン等）を使用しないこと。

様式第３号（第７条関係）

暴力団排除に関する誓約書

私及びその世帯員は令和６年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金を申請するにあたり、次の事項について誓約します。

１　私及びその世帯員は、暴力団員ではありません。

２　私及びその世帯員が暴力団員であるとき、補助金交付決定がなされなくても異議はあ

りません。

３　交付決定後に私及びその世帯員が暴力団員であることが判明した場合には、交付決定

を取り消されても異議はありません。

　　暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

　　　　　　　年　　　月　　　日

住所

氏名

※記入にあたっては、消えるおそれのある筆記具（鉛筆、フリクションペン等）を使用しないこと。

|  |
| --- |
| 様式第４号（第７条関係） |
| 令和６年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業　工事基準点算出表（チェックリスト） |
| 区分 | 番号 | 工事内容 | 基準点 | 数量 | 工事点 |
| 減災対策 | 1-1 | 住宅内に防災ベッドを設置する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 | 　 | 点 |
| 1-2 | 住宅内に耐震シェルターを設置する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 1-3 | 居室部分を補強する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 寒さ対策・断熱化 | 2-1 | やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事 | 10 | 点/工事 | 　 | 工事 | 　 | 点 |
| 2-2 | 外部に面する住宅の開口部に別表第8(1)の基準を満たす建具を設置する工事 | 5 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 2-3 | 熱交換換気システムを設置する工事 | 4 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 2-4 | 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第8(2)の基準を満たす断熱材を使用する工事 | 2 | 点/㎡ | 　 | ㎡ |  | 点 |
| 2-5 | 浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| バリアフリー | 3-1 | 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事 | 10 | 点/㎡ | 　 | ㎡ | 　 | 点 |
| 3-2 | 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 3-3 | 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当する工事 |  |  |  |  |  |  |
|  | (1) | 浴室の床面積を増加させる工事 | 10 | 点/㎡ | 　 | ㎡ |  | 点 |
|  | (2) | 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (3) | 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 | 2 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (4) | 身体の洗浄を容易にする水洗器具の設置又は同器具に取り替える工事 | 3 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 3-4 | 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの |  |  |  |  |  |  |
|  | (1) | 便所の床面積を増加させる工事 | 10 | 点/㎡ | 　 | ㎡ |  | 点 |
|  | (2) | 便器を座便式のものに取り替える工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (3) | 座便式の便器の座高を高くする工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 3-5 | 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 |  |  |  |  |  |  |
|  | (1) | 長さ100cm以上の手すりを取り付けるもの | 2 | 点/m | 　 | m |  | 点 |
|  | (2) | 長さ100cm未満の手すりを取り付けるもの | 2 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 3-6 | 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む) |  |  |  |  |  |  |
|  | (1) | 勝手口その他家屋に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの | 10 | 点/㎡ | 　 | ㎡ |  | 点 |
|  | (2) | (1)以外の部分の段差を解消するもの | 52 | 点/㎡又は点/箇所 | 　　　 | ㎡　箇所 |  | 点　点 |
| 3-7 | 住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの |  |  |  |  |  |  |
|  | (1) | 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 | 5 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (2) | 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 | 1 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (3) | 戸の戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ア | 戸に開閉のための動力装置を設置するもの | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  |  | イ | 戸を吊戸方式に変更するもの | 5 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  |  | ウ | ア及びイ以外のもの | 2 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 3-8 | 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事 | 1 | 点/㎡ | 　 | ㎡ |  | 点 |
| 3-9 | エレベーターや階段用昇降設備の設置工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 | 　 | 点 |
| 克雪化 | 4-1 | 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの |  |  |  |  |  |  |
|  | (1) | 雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事 | 2.5 | 点/箇所 | 　 | 箇所 | 　 | 点 |
|  | (2) | 雪止めを設置し、又は取り替える工事(累計5ｍ未満)又は雪止めを設置し、又は取り替える工事(累計5ｍ以上) | 5　10 | 点/箇所又は点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (3) | 固定式ハシゴを設置又は取り替える工事 | 5 | 点/階 | 　 | 階 |  | 点 |
| 4-2 | 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの |  |  |  |  |  |  |
|  | (1) | 屋根の勾配を大きくする工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (2) | 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
|  | (3) | 屋根に雪割板を設置する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 |  | 点 |
| 4-3 | 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事 | 10 | 点/箇所 | 　 | 箇所 | 　 | 点 |
| 県産木材使用 | 5 | 住宅に県産木材を使用した工事 | 2.5 | 点/0.1㎥ | 　 | ㎥ | 　 | 点 |
| 農業集落排水 | 6 | 汲み取りし尿槽又は、単独浄化槽・合併浄化槽から農業集落排水施設へ新規接続する工事 | 10 | 点/基 |  | 基 |  | 点 |
| 空き家改修 | 7 | 移住世帯が鮭川村空き家バンク制度に登録された空き家を改修する工事 | 10 | 点/件 |  | 件 |  | 点 |

※記入にあたっては、消えるおそれのある筆記具（鉛筆、フリクションペン等）を使用しないこと。

様式第５号（第７条関係）

断熱リフォーム工事基準値確認票

１．（別表２）２－２に該当する窓等の断熱改修工事

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 該当 | 工事の種別 | 窓等の数 | 仕様(建具とガラス又は枠と戸の種類)又は製品名 | 熱貫流率Ｕ（W/㎡･K） | 基準値 |
| □ | 外窓交換 |  |  |  | 3.5以下 |
|  |  |  |
| □ | 内窓設置 |  |  | － | 複層ガラス入り |
|  |  |
| □ | ドア交換 |  |  |  | 3.5以下 |
|  |  |  |

熱貫流率Ｕを製品カタログ又は参考資料で確認し、該当箇所にマーカーを引く等示したうえで添付してください。

２．（別表２）２－４に該当する屋根、天井、床等の断熱改修工事

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 該当 | 改修部位 | 断熱材の種類又は製品名 | 厚さ(mm) | 熱伝導率(W/m･K) | 熱抵抗値Ｒ（㎡･K/W） | 基準値 |
| □ | 屋根 |  |  |  |  | 4.6以上 |
| □ | 天井 |  |  |  |  | 4.0以上 |
| □ | 外壁 |  |  |  |  | 2.2以上 |
| □ | 床 |  |  |  |  | 3.3以上 |
| □ | 基礎 |  |  |  |  | 1.7以上 |

熱伝導率を製品カタログ又は参考資料で確認し、該当箇所にマーカーを引く等示したうえで添付してください。

熱抵抗値Ｒ（㎡・Ｋ/Ｗ）＝材料厚さ（ｍｍ）÷熱伝導率（Ｗ/ｍ・Ｋ）÷１０００

※記入にあたっては、消えるおそれのある筆記具（鉛筆、フリクションペン等）を使用しないこと。